

(居宅介護支援)

1 当社の概要

名称 アサヒジェントリーサービス株式会社
代表者 朝日 寛治
本社所在地 横浜市緑区長津田町5764-1
電話番号 045-924-2550
FAX番号 045-924-2551
業務の内容 訪問看護、予防訪問看護、居宅介護支援事業所

2 事業所の概要

事業所名	なごみ訪問看護リハビリステーション 相模原中央
所在地	〒252-0238 神奈川県相模原市中央区星が丘3-2-22
事業所指定番号	第 1472609484 号
連絡先	042-704-8179
緊急連絡先	別紙参照
サービス提供地域	相模原市中央区・南区・緑区、愛川町、座間市、町田市(一部相談)
併設事業	訪問看護・予防訪問看護

3 事業所の職員体制(専従職員)

職種	従事する業務の内容	人員
管理者	事業所、従業者の管理等	名
介護支援専門員	訪問調査、アセスメント、 ケアプラン作成、モニタリング等	名(常勤) 名(非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名

4 営業日及び営業時間

区分	平日(月~金)	土曜日・日曜・祝日
営業時間	9:00~17:30	—

(注)年末年始(12/29~1/3)はお休みとさせていただきます。
※ご利用者様の状況に応じて必要がある場合には営業時間外での対応も行っています。

5 サービス利用料

- (1) 通常のサービス提供地域における居宅介護支援については、ご利用者の負担はありません。月額利用料については別紙参照。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問、出張する場合には、その旅費(実費)が必要となります。

6 当事業所における運営方針

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意志を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことが出来ることを目標とします。
- (2) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類または事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等の綿密な連携をはかり、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。
- (4) 事業者は、社会的使命を充分認識し、職員に資質向上を図るために研修に参加する機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

7 相談窓口・苦情対応

・サービスに関する苦情や相談については、次の窓口で対応致します。

<p>当社お客様相談コーナー</p>	<p>電話番号 042-704-8179 FAX番号 042-704-8180 相談員（管理者） 対応時間 9:00～17:30</p>
--------------------	---

・公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

<p>市町村介護保険 相談窓口</p>	<p>○相模原市役所 緑高齢者相談課 (緑区)</p>	<p>所在地: 相模原市緑区西橋本5-3-21 電話番号: 042-775-8812</p>
	<p>○相模原市役所 中央高齢者相談課 (中央区)</p>	<p>所在地: 相模原市中央区富士見6-6-1 電話番号: 042-769-8349</p>
	<p>○相模原市役所 南高齢者相談課 (南区)</p>	<p>所在地: 相模原市南区相模大野6-22-1 電話番号: 042-701-7704</p>
	<p>○座間市役所 介護保険課</p>	<p>所在地: 座間市緑ヶ丘1-1-1 電話番号: 046-252-7719</p>
	<p>○愛川町役所 高齢介護課</p>	<p>所在地: 愛甲郡愛川町角田251-1 電話番号: 046-285-6938</p>
	<p>○町田市役所 高齢者福祉課</p>	<p>所在地: 町田市森野2-2-22 電話番号: 042-724-2141</p>

○上記以外の市町村介護保険相談窓口は別紙参照のこと。

<p>神奈川県国保連合会苦情相談窓口 (国保連)</p>	<p>所在地 横浜市西区楠木町27番地1 電話番号 0570-022 110 利用時間 8:30～17:15</p>
----------------------------------	--

別紙

居宅介護支援の利用料について

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 40 人未満の場合	居宅介護支援費 I 11,295 円	居宅介護支援費 I 14,667 円
“ 40 人以上 60 人未満の場合において、40 以上の部分	居宅介護支援費 II 5,648 円	居宅介護支援費 II 7,339 円
“ 60 人以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 III 3,393 円	居宅介護支援費 III 4,401 円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 又は 0/100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,168 円を減額することとなります。

※ 40 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40 件目以上になった場合に居宅介護支援費 II 又は III を算定します。

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初回加算	3,252 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 I	2,168 円	入院に当たって病院等に訪問し病院等職員に必要な情報提供をした場合 (I)
	入院時情報連携加算 II	1,084 円	入院に当たって病院等に訪問する以外の方法で病院等職員に必要な情報提供をした場合 (II)
	退院・退所加算	3,210 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い居宅サービス計画の作成をした場合。(入院・入所期間中 3 回を限度)
	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,252 円	小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,168 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合 複合型サービスの利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合
	看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,210 円	看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合

平成 年 月 日

サービスの契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明いたしました。

事業所 所在地 相模原市中央区星が丘3-2-22

名称 なごみ訪問看護リハビリステーション 相模原中央

説明者 _____ (印)

サービスの契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者 住所 _____

連絡先 _____

氏名 _____ (印)

代理人 住所 _____
または
立会人

連絡先 _____

氏名 _____ (印)

重要事項説明書